

全旅協第1-790号
令和2年3月30日

常任理事
理事 各位
監事
支部長

(一社)全国旅行業協会
会長 二階 俊博

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者の更新登録等に 係る旅行業法の適用の弾力的な適用について

今般の新型コロナウイルス感染症について、万全な対応に努めていただいていることと存じます。

さて、当協会では、これまでに実施した会員への影響調査等で寄せられたご意見を踏まえ、政府与党や観光庁に対して、新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化した旅行業者の更新登録に係る要件等の緩和について要望して参りました。

これらを踏まえて、観光庁は3月27日付で「新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者に対する旅行業法に係る関係事務の取扱いについて」(別紙)により、新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者の更新登録の申請について弾力的に取扱うこととし、当協会あて通知がありました。

つきましては、各支部におかれては、支部会員へ直ちに周知をしていただきますようお願いいたします。また、本部では、本件について本日付の「ANTA NEWS メール(号外)」で会員へ配信するとともに、協会の部内HPにおいて周知を行います。

現在、政府・与党は全力で感染症拡大の防止と感染拡大で打撃を受けている国民生活や中小企業への支援対策の強化、社会不安を払拭するための旅行需要の喚起等の経済対策の策定に努めているところであります。引き続き、当協会としても全力で対応して参りますのでご理解とご協力をお願いいたします。

(参考)

○新型コロナウイルスの影響を受けた旅行業者の更新登録要件の緩和(ANTA HP)

<http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/6646.html>

観参第1194号
令和2年3月27日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する 旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの発生に伴い、日本社会全体に深刻な影響が生じていることを受け、政府は、運転免許等の公的な免許・資格や、旅行業の登録の更新に必要な旅行業務取扱管理者に係る研修について、受講期限や有効期限の延長等柔軟な対応を取ることとしています。

旅行者についても、訪日外国人旅行者の減少、日本人の旅行のキャンセルの増加及び予約の大幅な減少等により、その経営状況が著しく悪化しており、旅行業の登録の更新について柔軟な対応を求める多数の要望が寄せられているところです。

以上を鑑み、旅行業法の適用について、下記により弾力的に取り扱うことといたしましたので、貴協会においてもご了知いただくとともに、傘下の会員まで周知をお願いいたします。

記

1 更新登録の申請について

旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の5で定められた更新登録の申請に係る添付書類に不備があった場合であっても、当該申請を受理することとし、その審査の過程で必要なものを適宜求めること。

2 更新登録の申請に係る添付書類のうち「最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書」について

旅行者の令和2年2月以降の決算書類において、基準資産額を下回っており、今般の新型コロナウイルスの影響がその原因と認められる場合は、当該事業年度の前の決算書類を基に基準資産額を算定する等の方法により対応して差し支えないものとする。

3 1及び2の取扱いを行う期間について

上記の取扱いを行う期間は、令和3年3月までの更新登録の申請分までとすること。

4 その他の旅行業法の規定の適用等について

その他の旅行業法の規定の適用についても、極力弾力的に運用することとし、その内容を含め今般の対応について不明な点がある場合は、観光庁参事官(旅行振興)登録係まで照会すること。